

公的研究費の不正防止実施計画

一般財団法人蛋白質研究奨励会

本財団における公的研究費等の不正使用を防止するため、次のとおり不正防止実施計画を策定する。

1. 機関内の責任体制系の明確化

(1) 最高管理責任者：理事長

本財団における公的研究費等の運営及び管理について最終責任を負う。

(2) コンプライアンス推進責任者：情報室長

公的研究費等の運営及び管理について責任と権限を有し、コンプライアンス教育及び研究倫理研修を実施する。

コンプライアンス教育及び研究倫理研修会を実施する。

(3) コンプライアンス推進副責任者

必要に応じて、コンプライアンス推進責任者を補佐するため、コンプライアンス推進副責任者を置くことがある。

2. 各規程等及び本財団内ルールの見直し・明確化・周知

公的研究費等の各規程、本財団ルールとその運用に齟齬や実態との乖離がないか常時確認し、関係規程等の見直しを行う。また、通知や説明会で公的研究費に関するルールの周知徹底と意識向上を図る。

3. 契約内容の明確化

業者との契約については、その過程の記録や契約内容を電磁的あるいは書面として残すものとする。

4. 納品・検収

物品等の納品については必ず事務室の検収（日付入の受付印）を受けるとする。また、旅費等については事実確認を行ったうえで精算する。

5. 予算執行状況の把握

予算の執行に際して、研究者自ら執行状況を確認できる体制であることを認知させる。また事務も予算の執行状況を定期的に確認し、今後の執行計画について確認する。

6. 定期的なモニタリング

コンプライアンス推進責任者は定期的に公的研究費等受領者のモニタリングを行う。

7. 情報の公開

本財団のホームページに公的研究費等にかかる規程やルール等を公開する。

8. 定期的な基本方針・実施計画の見直し

優先的に取り組むべき事項を中心に、明確なものとするとともに、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に基本方針・実施計画見直しを行う。